

# 錯覚する税<sup>②</sup>

三木 義一が税の誤解を解きほぐす!

三木 義一 MIKI Yoshikazu

大学法学部教授・法学部長。博士(法学)。専門:税法。一橋大学大学院修了。日本大学助手、静岡大学教授、立命館大学・同大学院教授を経て、2010年より青山学院大学教授。趣味は花や昆虫の撮影、「おもしろ写真」の作成。

※題字と写真も三木先生の作品



## 相続は争続のはじまり —「争族人」たちの争いは続く—

### 「1」争いのはじまり

相続税は大学の授業でも学生の関心の高い税金です。自分たちにもかかると思っただけです。しかし、たとえば相続人3人の場合の基礎控除額は8千万円です。かなりの遺産がある場合にしか課税されないのです。このことを説明すると、学生たちの関心も薄れていきました。ところが、来年から基礎控除額がダブル以前の状態にまで引き下げられ、相続人3人の場合でも4千8百万円に下がるので、関心が高まりそうです。

さて、父親が亡くなったとしましょう。遺産は駅前の高額な土地(時価は4億円ですが、相続税の評価額は2億円と時価より安いとしましょう)のみでした。相続人は長男太郎と次男次郎。仲が悪いのです。父親が遺言を残していました。その遺言によると、遺産は事業を承継している次郎にすべて相続させる、と書かれていたのです。ところが、数日後、太郎が父親の遺言が見つかったとして、別の遺言書

を持つてきました。それによると、土地はすべて太郎に相続させる、と書かれていたのです。どちらの遺言が有効かは民法の問題です。偽造されていない限り、日付の新しい遺言が有効となります。後の遺言の日付が新しく、自筆、押印などの形式も整っていました。遺産は太郎のものとなり、太郎はすべてを相続したとして相続税も納めてしまいました。あなたが次郎だとしたら、このままあきらめますか、それとも争いますか?

あきらめる人は紛争を避ける穏やかな人か、あるいは、次の遺留分を知らない人かもしれません。

### 「2」遺留分減殺請求

民法では、相続人に遺留分を保障しています。本来財産をどう処分するかは所有者の自由ですから、相続に際して、全部を教会に寄付することもできるはずです。でも、そうすると、遺族の生活が困るので、遺留分として法定相続分の半分が保障さ

れているのです。この遺留分は遺言でも侵害されることはありません。先ほどの遺言は遺産のすべてを太郎に相続させることになっていましたが、そうすると、次郎の遺留分(遺産の4分の1)を侵害しています。

そこで、次郎は遺留分減殺請求訴訟を起こします。この遺留分という権利は大変強い権利なので、請求しただけで、民法的には遺産である土地の4分の1は次郎のものになります。そうすると、次郎も相続税を負担しなければいけないことになりました。しかし、太郎が争ってくるため、実際には土地を手にはりませんから払えません。かつては、この問題が実務上の難点でしたが、現在は、最終的に次郎が財産を手にしてから相続税を払い、太郎はその分減額できることになっています。

### 「3」価額弁償

遺留分減殺請求をしたら、太郎が、土地は遺言通り自分が相続する

ので、代わりに価額弁償したいと言い出しました。遺産である土地の時価が4億円なので1億円を払ってもらうことになりません。次郎は現金のほうが良いと考え、それを承諾します。すると、相続税の支払いを考えねばなりません。太郎が言うには、土地は相続税の評価額では2億なので、次郎は現金1億、自分が相続したのは2億から1億引いた1億だから、どちらも1億円ずつ相続していることになり、税金は半分ずつだと言い出しました。

次郎はおかしいと思いついてみる。次郎がもらった現金は1億円ですが、太郎が4億のものを2億円と評価されていると同様に5千万円と評価され、相続税も4分の1を負担すればいいことがわかりました。太郎は相続税を多く次郎に押しつけようとしたもくろみを外れ、資金繰りに困り始め、仕方なく、遺産として取得した土地を4億円で他人に譲渡し、1億円を次郎に渡しました。

### 「4」譲渡と所得税

これで、一件落着かと思つたら、税務署が太郎に土地の譲渡所得税を払えと言ってきました。収入が4億円で、控除できるのは父親が取得したときの金額ですから少額で、税金が1億円ぐらいいります。太郎が土地を全部相続し、その後で土地を譲渡しているの、譲渡所得税は全部太郎が払えというのです。太郎は、土地を全部相続しようとしたが、次郎が現金をすぐよこせということで、自分のものにするのをあきらめ換金して、遺留分を次郎に渡したつもりでした。そつたすると、これは換金分割(相続財産を

売却換金し、その代金を配分すること)になり、共有状態の土地を売ったことになるので、所得税は、太郎が4分3、次郎も4分の1を払うことになりました。税務署が太郎の主張を認めると、次郎にも所得税の支払いを請求することになります。

次郎はびつくりします。土地を太郎が取得することを認める代わりに現金をもらったのですから、土地の譲渡所得税を払うのは納得がいかないのは当然です。そこで、処分の取り消しを求めて争います。国税不服審判所が次郎の主張を認め、次郎は所得税を払う必要がないことになりました。慌てたのは、税務署です。今度は太郎に全額課税をしました。納得できない太郎が今度は争います。裁判所は、なんと太郎の主張を認めて、これは換金分割だったと判断しました。税務署は譲渡所得税の4分の1をどちらからもとれなかったことになりました。

### 「5」遺言無効

こうして税金を巡って争っていたら、裁判所が「太郎の遺言は偽造で無効」という判決を出してくれまし

た。そうすると、最初の遺言が有効になります。しかも、太郎は相続資格者になるので、遺留分もなくなりそうです。すべて次郎の財産になります。

そのため、これまでの税金を巡る争いはすべて間違つた前提で行われていたことになり、やり直しになります。全財産が自分のものになるので次郎は幸せでした。

### 「6」争いはさらに続く

相続税も払い安心していたら、突如マルサが来ました。父親の机の引き出しの中に次郎名義の預金が10億円あったのですが、自分の名義になっていたので相続財産に入れていませんでした。ところが、子供名義にしていても父親と贈与契約がなく、父親が管理支配していたら、父親のものであり、これを申告しなかったから「脱税だ!」というのです。え、自分名義になつていても自分のものではないの? そうですね。父親が子供の名前を勝手に使つて運用していたら、父親のものですね。次郎は無罪を主張して争うかどうか、またまた悩むのです。

